

雇均発 0304 第 5 号
令和 2 年 3 月 4 日

全国中小企業団体中央会
会長 森 洋 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長

小学校等の休業等に伴う保護者の休暇取得に向けた支援等について

新型コロナウイルス感染症については、子どもたちの健康・安全を第一に考え、国内の感染拡大を防止する観点から、先月 27 日、総理より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3 月 2 日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請いたしました。

これに伴い、小学校等の児童等を子に持つ保護者の方々が、仕事を休まざるを得ない場面が生じうるものと想定されますが、現在、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に進むか、終息できるかの瀬戸際という大切な局面であることに鑑み、まずは企業において、労働者の方々が休みやすい環境の整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

企業の皆様の取組を支援するため、厚生労働省といたしましても、小学校等の臨時休業に伴い職場を休まざるを得なくなった保護者の方々に、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対し、日額 8,330 円を上限として、休暇中に支払った賃金の全額を助成する新たな助成金を創設いたします。

申請手続き等詳細は現在検討中ですが、2 月 27 日から 3 月 31 日までの休みを対象とする予定です。

こうした支援制度もご活用いただき、企業において、小学校等の臨時休業に伴って子どもを持つ労働者が必要な休暇を取得することができるよう、貴団体におかれては趣旨をご理解いただき、傘下の企業に対する迅速な周知にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、併せて、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするハラスメントが行われることのないよう、こうしたハラスメントを行ってはならない旨を労働者に周知・啓発する、適切な相談対応を行うなど、必要な対応を徹底していただくことについても、周知を図っていただけますようお願い申し上げます。

<参考>

○新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度の創設)

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●事業主

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

令和2年3月3日作成

※順次更新し、厚生労働省HP(新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け))に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等（※）の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します！

※ 小学校等とは、小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等をいいます。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

【特例の対象となる企業・特例措置の内容】

○ **臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業**

* **有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要があります。**

※ 就業規則の改定による新たな休暇制度の導入を必ずしも求めるものではありません。

○ **令和2年2月27日から3月31日までに取得した有給休暇が対象です。**

助成内容

令和2年2月27日から3月31日において、**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額**

* 1日1人当たり**8,330円**を助成の上限とします。

* 大企業、中小企業ともに同様です。

* 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子の保護者に対する有給の休暇に関しても、対象となります。

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急に周知します。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局から周知します。

新型コロナ 休暇支援

検索



厚生労働省・都道府県労働局

令和2年3月3日作成